

親愛なるアメリカ合衆国大統領バラク・オバマ閣下

我々、日本国の衆参国会議員有志は、この度の閣下の日本へのお越しを心より歓迎致します。閣下の来日により、日米間の協力と信頼の絆がいつそう深まることを心より祈念致しております。

さて、閣下の来日を前に、このような親書をお届けすることをお許し下さい。

先日に来日なさいました貴国のヘーゲル国防長官閣下は、4月6日の小野寺防衛大臣との共同記者会見において、「アメリカは集団的自衛権に関する憲法解釈の再検討を含めまして、世界及び地域の平和と安定に貢献するため、より積極的な役割を果たそうとする日本の取り組みを歓迎いたします」との発表を行い、続く記者との質疑応答においても、集団的自衛権行使の憲法解釈の変更を前提とした日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の見直しに向けた日本側の努力等について、「奨励し、支持し、歓迎する」との趣旨を述べています。

我々は、こうしたヘーゲル国防長官閣下のご発言は、今後の日米関係の安定と信頼を考える時に、長官閣下の本意とは異なる大きな問題となっていると考えます。

なぜなら、戦争の放棄と戦力の不保持を定めた日本国憲法第9条において、集団的自衛権の行使は解釈の変更によって可能とする余地はなく、故に、憲法の条文を変える以外にこれを可能する手段がないというのが、60年以上にわたり、我々立法府と政府（内閣）の間で確立し積み上げられてきた憲法解釈です。

すなわち、集団的自衛権行使を可能とする憲法の解釈変更は、単に、日本国の国是である恒久平和主義の問題に止まらず、日本国の立憲主義や法の支配の存立に関わる問題なのです。

憲法改正によるしか不可能とされてきた集団的自衛権の行使を、通説的な憲法学者が一人も参加していない総理の私的懇談会の答申をもとに、国会での審議を行わず閣議決定のみで実現しようとする安倍総理の手法に対しては、我々国会議員のみならず、我が国を代表する憲法学者や政治学者、安全保障の専門家、あるいは、主要な報道機関、何より国民の間に大きな批判があるところです。

何卒、最も聡明な憲法と法律の専門家であり、上院議員でもあられた大統領閣下におかれましては、米国の大切な友人であり同盟国である日本国が立憲主義や法の支配を失う国となりかねない事態にあることに、何卒深いご理解を頂き、賢明なご高配を賜りたく存じます。

結びに、閣下が日本にお越しになる頃には、ワシントンD. C. のポトマックリバー沿いの満開の桜も鮮やかな新緑の芽吹きを迎えていることと存じます。かつて100年前に日米の親善を祈って太平洋を渡りましたこれらの桜並木の苗木は、第二次大戦後に今度は新たな日米関係の友好の証として日本に送られ、それらは今、東京の荒川沿いに立派な桜並木として豊かな緑の輝きを湛え、閣下の来日を日本国民と共に歓迎いたしております。

遠く太平洋を渡って、お越し頂く閣下のご健勝を心より祈念申し上げます。

2014年4月21日

日本国 衆議院議員及び参議院議員 有志（別紙参照）

別紙

相原 久美子	(参議院議員)
有田 芳生	(参議院議員)
藤田 幸久	(参議院議員)
福島 みずほ	(参議院議員)
石橋 通宏	(参議院議員)
小西 洋之	(参議院議員)
又市 征治	(参議院議員)
森本 真治	(参議院議員)
難波 奨二	(参議院議員)
野田 国義	(参議院議員)
小川 敏夫	(参議院議員)
大島 九州男	(参議院議員)
蓮舫	(参議院議員)
篠原 孝	(衆議院議員)
田城 郁	(参議院議員)
徳永 エリ	(参議院議員)
生方 幸夫	(衆議院議員)
吉田 忠智	(参議院議員)
吉川 元	(衆議院議員)